令和5年

5月農業委員会総会議事録

| ■日 時 | 2023年(令和5年)5月12日(金)14:30~15:00 | 反 | 訳 | : | |
|-------|---------------------------------|----|----|----|--|
| ■場が | 和泉市役所 本館 5-A会議室 | | | | |
| ■出席者 | [農業委員] 計(11名) | | | | |
| (敬称略) | 1 若林 主治 2 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 | 5 | 田口 | 榮男 | |
| (議席順) | 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 9 福本 敏行 | 10 | 飯阪 | 保 | |
| | 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人 | | | | |
| | [欠席委員] 計(2名) | | | | |
| | 2 橋本 卓爾 8 岡田 如弘 | | | | |
| | [事務局] 計(4名) | | | | |
| | 藤原美津子 冨永 利幸 仲野 文三 麓 信也 | | | | |
| ■提出資料 | 議案書 | | | | |
| ■議案 | 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について | | | | |
| | 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について | | | | |
| | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について | | | | |
| | | | | | |
| | 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理 | につ | いて | | |
| | 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理 | につ | いて | | |

■議事内容

事務局 それでは、只今から令和5年5月の委員会総会を進めさせて頂きます。 開会にあたりまして、友田会長、ごあいさつをお願いします。

友田会長(時節の挨拶)

それでは、本日の出席委員数を事務局から報告願います。

事 務 局 本日、委員会に出席されております委員は、11名でございます。

欠席の旨、連絡のありました委員は、2番 橋本委員 8番 岡田委員でございます。

従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総 会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、友田会長 議事進行 よろしくお願いいたします。

友田会長 本日の議事録署名人には、4番 西辻達佳委員 5番 田口榮男委員の御両名によ ろしくお願いいたします。

(両委員の承諾あり)

それでは、議案書1ページをお願い致します。

5月委員会 議事日程、議案第1号から議案第3号 報告第1号から報告第2号となっておりますのでよろしくお願いいたします。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について 農地所有移転2件に関する申請を、別表のとおり定めるものとします。 議案第1号 1番 春木町の物件につきまして事務局から説明願います。

事 務 局 事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、春木町で、地目は、田3筆、面積は合わせて、1,118㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から 約0.8 km、徒歩で約13分の 距離に位置しております。

譲受人は、草刈機等を親戚から借りて農作業に従事するもので、農業従事日数は 180日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺農地の耕作に支障のないよう注意いたします。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」とのことです。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ野菜栽培や保全管理等をしている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で野菜やミカンを栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号 1番については許可することに決定します。 議案第1号 2番 上代町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、上代町で、地目は、田3筆、面積は合わせて、1,212㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1.5 km、車で5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は300日で、3年3耕作 を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「従来と同じ栽培方法なので、周辺に支障あ

りません。」とのことです。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で水稲栽培をする予定であります。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号 2番 については許可することに決定します。

議案書4ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転3件に関する申請を 別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号 1番 桑原町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の仲野でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は桑原町で、地目は田、2筆、面積は合わせて、230㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

立地基準につきましては、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね500m以内に市立国府第二保育園及び市立芦部小学校があるため、第3種農地と判断されます。

転用目的は一般住宅で、譲受人は、実家は同居するには狭く、家族の介護のことを考えると近くに住むことが生活上、必要不可欠なため、実家に近い申請地を譲り受け、一般住宅を建築するものです。

続きまして、地区担当の辻野委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、保全管理されている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことです。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし

た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号 1番 については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案第2号 2番 上代町の物件について事務局から説明願います。

事 務 局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は上代町で、地目は田、1筆、面積は、89㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在 の資材置場では手狭になったため、現在の資材置場の隣接地である申請地を譲り受 け、パレットなどの建築資材用の露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の立花推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、露天資材置場となっているが申請地を転用したことによる周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに地目を変更するとのことです。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議なしということで、議案第2号 2番 については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第2号 3番 池田下町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は畑、5筆、面積は合わせて、1, 135㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分、につきましては議案書記載のとおりでご

ざいます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

転用目的は露天資材置場で、譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い、現在 の資材置場では手狭になったため、事業所からも近く、周囲に泉北1号線や阪和自動車 があり、利便性が良い申請地を譲り受け、踏板や鋼管などの建築資材用の露天資材置 場に転用するものです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、雑草が繁茂している。申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのことです。調査の結果、許可やむを得ないと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号 3番 については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

続きまして、議案書6ページをお願い致します。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画7件を、別表のとおり定めるものとします。

議案第3号 1、2、3、4番 阪本町、府中町、観音寺町の物件につきましては 関連があることから一括説明願います。

事 務 局

議案書 7ページ、1番から4番について関連があることから一括説明させていた だきます。

物件の所在地は阪本町・府中町・観音寺町で、地目は田6筆、面積は合わせて、 6,509㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員、辻野委員、片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、さつまいも栽培や保全管理されている農地であり、貸し手・借り 手に電話で意思確認を致しました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借 り手は申請地で水稲栽培をするとのことです。申請どおり問題ありません。」との報 告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号 1、2、3、4番 については許可することに決定します。

議案第3号 5番 浦田町の物件について事務局から説明願います。

事 務 局

議案書 8ページ、5番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田4筆 面積は合わせて、3,301㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稲栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いた しました。貸し手は貸すことについて同意されており、借り手は申請地で水稲栽培す る予定であります。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けておりま す。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なし)

議案第3号 5番 については許可することに決定します。

議案第3号 6番 池田下町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書 8ページ、6番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田2筆 面積は合わせて3, 298㎡でござい

ます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、ナス苗の植付け中の農地であり、貸し手、借り手に意思確認しま した。貸し手は貸すことについて同意されており、借り手は申請地で野菜栽培をする 予定です。申請どおり間違いありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号 6番 については許可することに決定します。

続きまして、議案第3号 7番 納花町の物件につきまして 田口委員が、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(田口委員 退室後)

7番について事務局から説明願います。

事務局

議案書 8ページ、7番について説明させていただきます。

物件の所在地は納花町で、地目は田2筆 面積は、合わせて1, 605㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の井阪推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いた しました。貸し手は貸すことについて同意されており、借り手は申請地で水稲栽培を する予定であります。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けておりま す。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議・意見はございませんか。

(異議なし)

議案第3号 7番 については許可することに決定します。

(田口委員 入室)

次に、報告案件に移ります。

議案書 9ページ

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について 農地を農地以外の用途に転用3件を、専決により受理しましたので、報告します。

議案書 10ページをご参照ください。

続きまして、議案書 11ページ

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について 農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転3件、賃貸借権の設定1件、 使用貸借権の設定1件を専決により受理しましたので報告します。

議案書 12ページをご参照ください。

以上をもちまして、本日の審議は全て終了しました。

その他 何かご質問等はありませんか。

(質問等なし)

本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。 これにて終了いたします。

閉会時間15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委員

委員